

—手続きのご案内—

商店街街路灯への広告フラッグ掲出について

川崎市では、商店街の街路灯に企業の広告フラッグを掲げて広告収入を得る事業について、平成22年6月から溝ノ口ポレポレ通りにて、社会実験を実施しています。

市内の商店街であれば、市商連の示すガイドライン等の基準に従い、所定の手続きを経ることで、企業の広告フラッグの掲出が可能となります。



社会実験について

対象：市内商店街（法人・任意を問わない）

期間：平成22年6月～平成23年3月末（予定）

実施体制：川崎市と市商連が協定を締結して実施しております。【裏面参照】掲出する広告物は、市商連の自主審査基準に従って審査します。

問合せ先：

掲出相談・事務手続きサポート (社)川崎市商店街連合会 548-4107
社会実験に関する問合せ 川崎市商業観光課 200-2328

フラッグ掲出Q&A

Q1 実験中の広告料収入はどのようなのですか？その収入の使い道は？

A：収入を得る手続きも社会実験の一環ですので、商店街の収入となります。得られた収入は、街路灯の電気料金、維持管理費用に充当してください。

Q2 商店街加盟店の広告を掲出したいのですが、業種の制限はありますか？

A：風俗業、消費者金融業などの業種は、掲出ができません。業種の制限等はガイドラインに示してありますので、詳細はご相談ください。

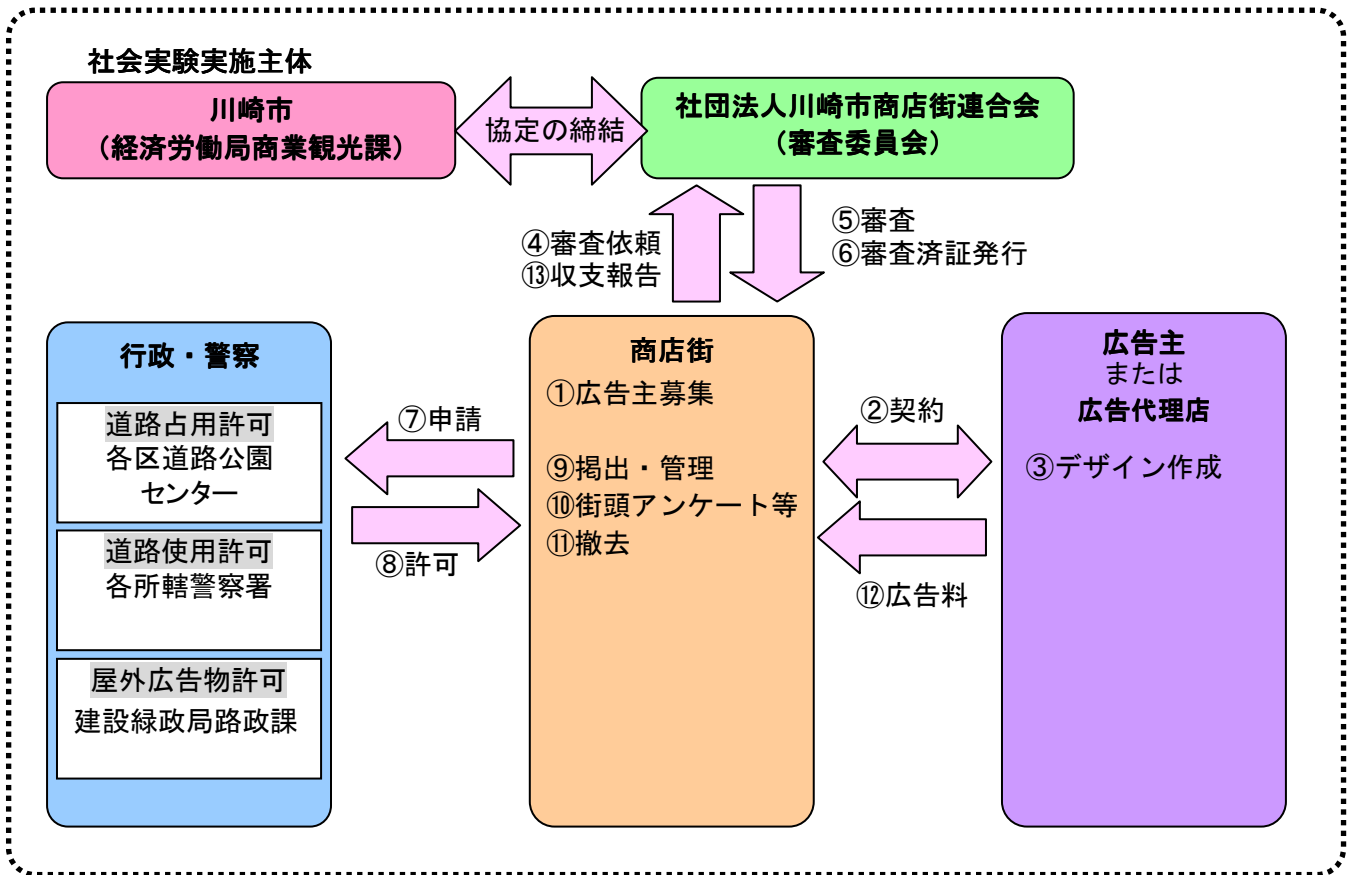
Q3 広告主はどのように探せばいいですか？

A：広告主は、商店街ご自身で地元企業に声掛けする、広告代理店を通して探すなどの方法により探していただくこととなります。掲出料は、商店街と広告主で話し合いの上、決定してください。収支については、のちほど市に報告書をご提出ください。

Q4 実験に必要な費用

A：使用する色やデザインは、一定の基準がありますので、別途審査費用がかかります。

社会実験の体制について



手続きの流れ

1	市商連に事業実施の相談 ガイドライン交付
2	商店街で広告主を募集 商店街が直接広告主を探すか、広告代理店に依頼するか、広告募集方法は問いません
3	広告主決定～契約 広告デザイン案作成 ※デザインや色は、ガイドラインに基づき、変更していただくこともあります。
4	市商連に審査依頼 市商連にてデザインの審査を行います。 ※専門家に意見照会します。審査費用 12,500 円は実施商店街で負担となります。
5	市商連から商店街に審査結果回答 広告デザイン案確定
6	<行政関係許可申請> ①道路占用許可申請 ②道路使用許可申請 ③屋外広告物申請 ※申請関係では、許可が出るまでに1ヶ月程度要します。
7	フラッグ掲出
8	街頭アンケート等効果測定の実施
9	フラッグ撤去
10	川崎市からのヒアリングに協力(随時) 収支報告 (平成 22 年度内)

行政関係の許可申請では、許可が出るまでに1ヶ月程度要しますので、当事業実施の検討をされている商店街は、お早めにご相談ください。